

P1 第6条第3項に、委員が欠席となった場合の、代理者の指名方法を追加しました。

「富里市地域公共交通計画策定業務」委託事業者選定委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、富里市地域公共交通計画策定業務の委託について、その事業者を選定するため、必要な事項を定め、もって富里市地域公共交通計画策定業務の適正な執行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、富里市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員が欠席となる場合には、所属する団体等から代理者を指名し、その職務を代理する。
- 4 委員長は特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(審査の内容)

第7条 プロポーザルの企画提案の審査基準は、別に定める審査項目及び配点により行うものとする。

(評価)

第8条 提案者毎に各審査員の採点を集計し、合計点数の総和を算出する。算出した合計点数の総和に審査基準に掲げる、見積金額の安価な順位による率を乗じた点数を提案者の得点とする。

(受注候補者の決定)

第9条 提案者のうち得点が最も高い提案者を受注候補者とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政部経営戦略課に置くものとする。

(設置期間)

第11条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要項は令和8年4月27日から施行する。

別 表

	役職名	関係条項	委員区分	所属	職	氏名
1	委員長	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	富里市	副市長	山根 康夫
2	委員	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	富里市	企画財政部長	山崎 秀幸
3	委員	法第6条第2項第3号	地域公共交通の利用者のうち公募による市民又は市民の代表者	公募市民	公募市民	寺井 繁樹
4	委員	法第6条第2項第3号	学識経験者	日本大学工学部交通システム工学科	教授	伊東 英幸
5	委員	法第6条第2項第3号	その他交通会議の運営上必要と認める者	成田国際空港株式会社	地域共生部長	高梨 弘子
6	委員	法第6条第2項第3号	その他交通会議の運営上必要と認める者	社会福祉法人富里市社会福祉協議会	会長	宮川 朱実

「富里市地域公共交通計画策定業務」事業者募集要項

1 目的

この要項は、富里市地域公共交通計画策定業務の公募型プロポーザルにおける提案者からの提案内容を総合的に判断し、事業者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

富里市地域公共交通計画策定業務仕様書のとおり

3 応募資格

応募できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 富里市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方公共団体において、類似する事業の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は公募開始日前6か月以内に不渡手形、不渡小切手を出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者でないこと。

4 応募の手続等

- (1) スケジュール

内 容	日 程 等
応募開始	令和8年4月27日（月）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）
質問書への回答期限	令和8年5月11日（月）
応募書類等の提出期限	令和8年5月15日（金）
企画提案実施日等の通知	令和8年5月18日（月）
企画提案実施日	令和8年5月27日（水）
選定結果の通知	令和8年6月上旬
契約書の締結	令和8年6月中旬

(2) 応募方法

① 質問書の提出及び回答

質疑は、質問書（様式3）により、次のとおり提出すること。

ア 質問書の提出期限 令和8年5月8日（金）

イ 提出方法 質問書を使い、FAX又はEメールで「9 問合せ先」に提出すること。

※提出にあたっては、必ず質問書の着信を電話にて確認すること。

ウ 回答方法 令和8年5月11日（月）までに、富里市公式ホームページに掲載。

② 応募書類等の提出

事業者は、「③ 応募書類」に掲げる書類を作成の上、令和8年5月15日（金）まで（土日を除く）に事務局に持参又は郵送で提出する。

なお、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時（午後0時から午後1時の間を除く。）までとする。

③ 応募書類

ア 申込書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 企画提案書（様式4。添付資料の詳細は事業ごとに別に定める。）正本1部及び副本6部

エ 類似業務実績表（様式5） 1部

オ 登記事項証明書（写しでも可。） 1部

カ 企業概要のわかるパンフレット等 1部

キ 定款（可能な場合に限る） 1部

ク 決算書（直近の事業年度分） 1部

④ 注意事項

ア 用紙サイズは、A4版（縦・横は問わない）とする。ただし、図面・資料等についてはA3版の折り込みも可とする。

イ 応募書類の差替え等は、提出期間内に限り、行うことができる。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。

ウ 応募書類は、事業者選定以外に提案者に無断で使用することはない。

エ 応募書類の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とする。

オ 応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

カ 企画提案書は、1者につき1案とする。

キ 申込後、辞退する場合は、様式6によるものとする。

5 事業者の選定及び結果通知

(1) 候補者選定

選定にあたっては、富里市に最も有利となる事業者を選定するため、提案者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案したもののうち、富里市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会の委員（以下「委員」という。）が「(3) 評価方法及び結果通知」に定める評価方法に基づき評価し、最も高い提案者の提案を採用することとする。なお、委員は市職員、学識経験者、公募による市民及び市民の代表者等の6名で構成され、企画提案について、公平かつ適正な評価を行う。

(2) プレゼンテーション等

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーション等を実施する。なお、プレゼンテーション等に欠席した場合は、応募を辞退したものとする。

日 時	令和8年5月27日（水） ※実施日程等の詳細は申込書に記載された担当者宛てに令和8年5月18日（月）までに通知する。
場 所	富里市役所内会議室
内 容	応募者による企画提案書の説明（20分以内）及び質疑応答（10分程度） ※事業実施への意欲や提案の具体性・実現性などを確認する。企画提案書の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。
備 考	・出席者は3名以内とする。 ・当日に新しい資料等の提出はできない。提出済みの企画提案書に基づき説明をすること。 ・プロジェクター等（持参）の使用も可とする。

(3) 評価方法及び結果通知

評価方法	選定委員会において、先に提出された企画提案書に加え、プレゼンテーション等の結果を、富里市地域公共交通計画策定業務提案審査基準及び評価方法に基づき、総合的に評価し、採点する。 配点は、選定委員1名当たり100点満点、合計600点満点で、各委員の合計点数の総和に、審査基準及び評価方法に掲げる、見積金額の安価な順位による率を乗じ
------	---

	た点数を提案者の得点とし、最も高い得点を得た応募者を受注候補者として選定する。 ただし、得点が360点未満の場合は不採用とする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・最高得点を獲得したものが2者以上ある場合は、くじ引きとする。 ・最高得点を獲得した者が辞退を申し出た場合や「6留意事項」に該当した場合は、次順位の者を候補者とする。 ・評価結果に対する一切の異議の申し出は受け付けない。
結果通知	令和8年6月上旬に応募者全員へ書面で通知し、富里市公式ホームページで公表する。

6 留意事項

次のいずれかに該当するときは、受注候補者としての決定を取り消す。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査書類に記名・押印のない書類を提出したとき。
- (3) 受注候補者の決定から契約の締結までの間に、受注候補者の資金事情の変化等により、設置・運用の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 審査書類を期限までに提出しない、又は提出した審査書類に不足があるとき。
- (5) 受注候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

7 契約書の締結

受注候補者に選定された者は、富里市地域公共交通会議と委託に係る契約書の締結をするための協議を行う。契約書の締結時期は、令和8年6月中旬を予定し、併せて業務に向けた協議を開始する。

8 その他

- (1) 企画・提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された審査書類は、特別の場合を除き返却しない。また、提出された審査書類は原則公表しないが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、富里市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査・評価を実施し、選定の可否を決定する。

- (4) やむを得ず申し込みを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式6）を事務局に書面で提出すること。

9 問合せ先

富里市地域公共交通会議事務局（富里市企画財政部経営戦略課）

所在地：〒286-0292

千葉県富里市七栄652番地1

電話：0476-93-1118

FAX：0476-93-9954

Eメール：koutsu@city.tomisato.lg.jp

富里市地域公共交通計画策定業務提案審査基準及び評価方法

1 審査項目及びその着眼点

審査項目	着眼点	配点
業務実績	過去5年間（令和3年4月～令和8年3月までの期間）において、自治体における公共交通関連業務を受注し完了した実績があるか。 5件＝10点、4件＝8点、3件＝6点 2件＝4点、1件＝2点、0件＝0点	10点
業務理解度 説明内容	本業務の趣旨を十分に理解しているか。 説明内容、業務理解度、実施方針が的確であり、提案内容が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか。	10点
調査	調査内容が具体的に示されており、計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。	20点
課題の整理	課題解決に向けた施策の検討方法、イメージが富里市の抱える公共交通の問題に対して的確であるか。	20点
独創性	課題を解決するために、新しい価値やアイデアを企画、提案できているか。	20点
作業スケジュール	妥当なスケジュールであるか。	10点
有効性	富里市にとって魅力的かつ効果的なものか。	10点
合 計		100点

2 評価方法

(1) 前記1の各項目（業務実績除く）ごとに、次の5段階で評価し、点数とする。

評価結果	評 価	得点化方法
提案内容が非常に優れている。	A	配点×1.00
提案内容が優れている。	B	配点×0.75
提案内容が普通である。	C	配点×0.50
提案内容が劣っている。	D	配点×0.25
提案内容が非常に劣っている。	E	配点×0.00

(2) 選定対象者について、見積金額が安価な順に順位を付し、算出された合計点数の総和に、次の率を乗じたものを当該提案の得点とする。

見積金額の安価な順位	乗じる率
1位	1.00
2位	0.95
3位	0.90
4位	0.85
5位以下	0.80

(様式1)

年 月 日

申 込 書

(あて先) 富里市地域公共交通会議

会長 山根 康夫

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

担 当 者

氏 名

電 話

F A X

Eメール

「富里市地域公共交通計画策定業務」事業者募集要項（以下、「実施要項」という。）に基づき、公募の申込みをします。

なお、提出した内容に虚偽又は不正はなく、実施要項に定める要件を充たしていることを誓約します。

(添付書類)

- 1 誓約書（様式2）
- 2 企画提案書（様式4）
- 3 類似業務実績表（様式5）
- 4 登記事項証明書
- 5 企業概要等
- 6 定款
- 7 決算書

(様式 2)

誓 約 書

私は、富里市が富里市暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第2号)に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、必要に応じ、下記の者に該当しないことを確認するため、富里市からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

年 月 日

(あて先) 富里市地域公共交通会議

会長 山根 康夫

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

(様式3)

質 問 書

年 月 日

(あて先) 富里市地域公共交通会議
会長 山根 康夫

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

担当者名

所属部署

電話番号

富里市地域公共交通計画策定業務の事業者公募について、提案検討資料とするため次の点について質問します。

質疑内容
質問
質問
質問
質問
質問

※質問欄は適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔にお願いします。

※個別回答は行いません。

(様式4)

年 月 日

企画提案書

(あて先) 富里市地域公共交通会議
会長 山根 康夫

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

担当者

氏名

電話

F A X

Eメール

「富里市地域公共交通計画策定業務」事業者募集要項に基づき、企画提案書類を提出します。

なお、提出した内容に虚偽又は不正はなく、受注候補者に選定された場合には、記載した内容を誠実に実行することを誓約します。

(添付書類)

・企画提案書

原本1部、写し6部

(様式5)

類似業務実績表

1	業務名	
	発注者	
	契約期間	
業務概要		
成果・特色		
2	業務名	
	発注者	
	契約(協定)期間	
業務概要		
成果・特色		
3	業務名	
	発注者	
	契約(協定)期間	
業務概要		
成果・特色		

※ 地方公共団体に設置・運用しているものの実績について記載してください。

※ 過去5年間における類似業務のうち、自己評価の高いものから記載してください。

※ 業務概要及び成果・特色の行数は、適宜変更して作成してください。

(様式6)

年 月 日

辞 退 届

(あて先) 富里市地域公共交通会議
会長 山根 康夫

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

印

下記理由により「富里市地域公共交通計画策定業務」の応募を辞退します。
記

辞退理由：